

基金情報

No. 129 平成24年10月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金
〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階
Tel 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125
ホームページ <http://www.glskkn.com>

平成24年度・主要事業概況

事 項	9月末数	対前月増減数	事 項	9月末数(累計)	
事業所数(件)	223	-2	年金掛金	調定額(円) 730,188,758	
加入員数(人)	男子	4,255	-22	収納額(円)	724,647,110
	女子	2,137	-11	収納率	99.24%
	計	6,392	-33	事務費掛金調定額(円)	21,348,388
平均標準給与月額(円)	男子	343,015	1,713	資産運用	信託資産額(時価) 224億8,742万円
	女子	231,389	1,544		修正総合利回り -4.19%
	計	305,696	1,656		ベンチマーク差 0.13%
受給者数(人)	6,378	4	慶弔金の支給件数・金額	31件44万円	
平均年金額(円)	521,167	279	年金相談件数	470件	

資格取得届 ご本人確認と基礎年金番号の記入について

日本年金機構では、偽名の資格取得届による健康保険被保険者証の詐取事案が判明したことを受け、事業主様による従業員の資格取得時のご本人確認の徹底を求めるとともに、平成24年10月1日より資格取得時の基礎年金番号のチェックを厳格化することとなりました。資格取得届ご提出の際は、年金手帳等で新たに被保険者となる方の氏名、生年月日、性別、住所、基礎年金番号等を必ずご確認いただきますようお願い申し上げます。また、基礎年金番号をお持ちの方は取得届に必ず基礎年金番号のご記入をお願いいたします。

《日本年金機構における「資格取得届」の取扱い》

日本年金機構では平成24年10月1日より、「取得届」ご提出時に基礎年金番号が未記入の場合（初めて年金手帳を交付される方と年金手帳再交付申請書を添付の方は除く）は、届書を一度返却することになりました。

(年金事務所)
基礎年金番号
未記入により
届返却

(事業所)
年金手帳の紛失等
により基礎年金番
号確認できない

(事業所)
運転免許証や住民基本台
帳カード(写真付きのも
の)等でご本人確認

(事業所)
「取得届」に「年金手帳再交
付申請書」を添付して再提出
(ご本人確認の書類は添付の必要なし)

※「年金手帳再交付申請書」には、職歴等を漏れなくご記入ください。

キーワード ～基礎年金番号～

基礎年金番号は平成9年から導入された1人に1つ与えられる年金番号で、国民年金や厚生年金、共済組合など、どの制度に加入しても共通して使用されるものです。また、日本に住所を有する20歳以上の方ならば原則として基礎年金番号を持っております。

基礎年金番号は年金手帳、基礎年金番号通知書、ねんきん特別便、ねんきん定期便等でご確認いただくことができます。

適正な記録管理のため「128条その1」の提出にご協力ください

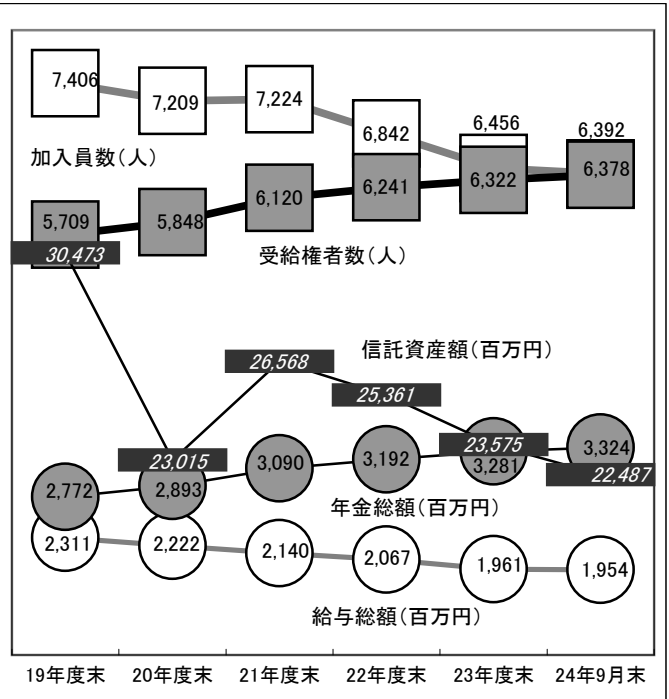
当基金では、国の老齢厚生年金を一部代行しているため、年金事務所と基金の記録に相違がないかの確認が、厚生年金保険法第128条によって義務付けられています。本来であれば、ご提出いただいた届書の通知が、年金事務所及び基金から届いた段階でその都度、相違の有無について届け出ていただくことになっていますが事業主様・ご担当者様の利便等を考慮し、これを年1回の届出としています。つきましては平成24年10月25日付通知「届出事項の突合について」をご確認いただき、本年12月末までに届書「厚生年金保険法128条の規定による通知書(その1)」のご提出をお願いいたします。(通知は適用書類の送付先にお送りしています。)

チェックポイント!

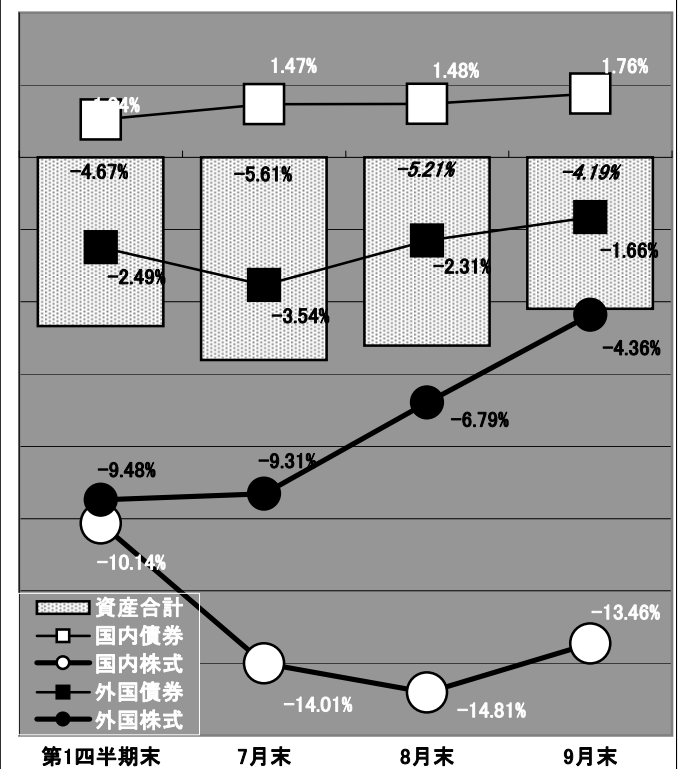
128条の通知書でご確認いただく項目は整理番号・氏名(フリガナ)・生年月日・性別・基礎年金番号・標準報酬月額(6項目)です。どの項目も将来、年金給付を行う上で大変重要になりますので、加入員期間が長い方に対しても今一度ご確認をお願い申し上げます。

※ ご確認いただく内容は9月末現在のものとなっております、10月分以降の届書内容は反映していません。

主要事業の推移



年金資産の運用状況・修正総合利回り<平成24年度>



11月の予定

15日 告知書(10月分)発送

※11月分の適用関係書類の〆切は12月6日です。

設立事業所の異動(規約変更関係等)・9月処理分

異動区分	事業所名	異動内容(新)	適用年月日
削除事業所	一松硝子(株)	任意脱退	H24.9.26
削除事業所	南山二工業	閉鎖	H24.9.26
所在地変更	目黒化工(株)	港区海岸	H24.9.19

【慶弔金の種類】

- ◇ 弔慰金 (加入期間5年以上の加入員が死亡したとき)
- ◇ 結婚祝金 (加入期間3年以上の加入員が結婚したとき、または加入期間3年以上の女子加入員が資格喪失後3ヶ月以内に結婚したとき)

【給付金額】

- ◇ 弔慰金 (遺族へ支給)
 - 加入期間 5年以上10年未満・・・5万円
 - 加入期間 10年以上・・・10万円
- ◇ 結婚祝金 (加入員本人へ支給)
 - 加入期間 3年以上・・・1万円

【請求手続】

事業主を通じて当基金所定の請求書により請求(請求書は当基金のホームページからダウンロードできます)

【権利の消滅】

慶弔金を請求する権利は、その支給事由が発生した日から2年以内に行使しないときは消滅します

* 詳しい内容につきましては、当基金へご確認ください

年金の確実な支給のために

住所や氏名の変更があった場合、当基金や連合会へご連絡が無い場合、裁定請求書がご本人に届かず、年金支給ができないことがあります。この様なことを防ぎ、年金を確実に支給するために、ご退職される方へ住所や氏名に変更があった場合は当基金や連合会に必ずご連絡する様、お知らせ願います。

事業主の皆様、加入員の皆様にはご協力の程よろしくお願い申し上げます。(将来、連合会から年金支給される方の住所・氏名変更につきましても、当基金へご連絡いただいても結構です。)

年金相談についてのお願い

従来、電話でもお答えしておりました年金額などのご相談につきまして、個人情報保護の目的から書面にて回答させていただきます。事業所のご担当者の方など第三者の方からお問合せいただく場合には、お手数ですが委任状をご提出ください。

掛金は完納しましょう

掛金の納付は便利な口座振替をご利用ください。

毎月、月末に自動引き落としとなります。納め忘れもなく、振込手数料もかからず手続きも簡単です。

《口座振替銀行》
みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、東京都民銀行、東京東信用金庫

このほか、りそな決済サービスを利用することにより、他の都市銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行、信金、労金、ゆうちょ銀行、信用組合(※)、農業協同組合(※)などの金融機関からでも口座振替を行うことができます。(振替日は28日となります。)(※)一部の金融機関は除きます。

詳しくは当基金までお問合せください。

* 10月分の掛金納入期限は、平成24年11月30日となりますので、ご協力お願いいたします。

【お願い】

当「基金情報」を加入員の方々が開覧いただけるようご配慮の方をお願いいたします

ホームページでもご覧いただけます

当「基金情報」をホームページに掲載しています
創刊号から直近号までご覧いただけます
加入員の方も職場や家庭でぜひお読みください
<http://www.glskkn.com>